



**【制度運用にあたっての条件】**

- 行政書士に付与したID・パスワードは定期申請の受付開始前の一定日をもって失効。
- 失効日以後に行政書士から申請を受け付け、最長2年分のID・パスワードを再度発行。
- 行政書士が保有するID・パスワードは、業者側がICカード未登録の場合やICカード有効期限切れの場合に、ICカードの登録のためにID・パスワードの再発行手続きをすると失効。この場合、行政書士によるID・パスワードの再発行申請が必要。